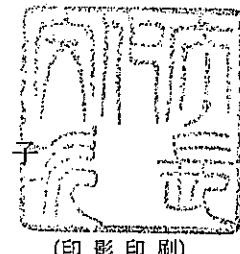




24 庁文第26号
平成24年4月25日

文化庁芸術活動補助事業等採択各団体の長 殿

文化庁次長
河村潤



文化庁からの補助金等の適正な使用について（通知）

標記については、既に「文化庁からの支援金等の適正な使用について」（平成22年9月16日付け 22府文第280号）及び「文化庁からの補助金等の適正な使用について」（平成23年9月1日付け 23府文第179号）により、各団体に対応を求めて来たところですが、このたび当庁に設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、別添のとおり「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめたので通知します。

芸術文化に係る補助金等をめぐりこれまで不正行為が度々行われたことは極めて遺憾であり、このことは国の芸術文化行政に対する国民の信頼を損ないかねない重大な問題であります。

各団体におかれましては上記の通知と併せて、本まとめを熟読いただき、各補助金等の適正な使用方を改めて徹底するとともに、早急に管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等に取り組まれるようお願いします。

なお、本まとめに記載された対応方策の具体的な実施手順等については、今後、各補助金等に関する説明会等で改めて周知する予定です。

（本件担当）

文化庁文化部芸術文化課支援推進室
室長補佐 猿渡、育成係長 尾曲
TEL 03-5253-4111 (内線: 2084, 2081)
※内容に関する問合せは各事業の担当に御連絡ください。